

生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道石狩南高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

1 実施方法

北海道石狩南高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

2 実施期日及び実施件数等

- (1) 次の期日及び件数（予定）で実施すること。

区分	実施日時	実施場所	実施件数（予定）
結核健診	令和7年(2025年) 4月18日	北海道石狩南高等学校 生徒玄関	280件
心電図検査	令和7年(2025年) 4月22日	北海道石狩南高等学校 被服教室・会議室	280件
尿検査	令和7年(2025年) 4月11日から 6月30日まで	北海道石狩南高等学校 第1講義室	831件

- (2) 上記検査の実施時間及び実施手順の詳細については、別途校長と協議すること。
(3) 上記期日に受診できなかった生徒については、別途、実施日時及び実施場所を校長と協議の上実施すること。
(4) いずれの検査も令和7年(2025年)6月30日までに終了すること。
(5) 二次検査をする場合は、受注者に協議して実施すること。
なお、二次検査に要する費用は発注者と受注者が協議して決定する。
(6) 実施件数（予定）は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 健診の実施

- (1) 健診を実施するための必要な衝立、カーテン、採尿用具等の物品を用意し、会場を設営・撤収すること。
(2) 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に、実施時間に応じた人員、健診車、機材等を配置し、受診者の誘導を行うこと。
(3) 健診実施に伴って生じた廃棄物（検尿カップ、脱脂綿等）は、受注者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。
(4) 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

4 健診結果報告書

- (1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度校長に提出するものとする。（様式は任意）
(2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書（様式1）を令和7年(2025年)6月30日までに校長に提出すること。

5 その他

- (1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。
(2) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。